

## 第 21 回富士山世界文化遺産協議会作業部会議事録

日時:令和 3 年 11 月 26 日(金)14:00~15:30

場所:山梨県富士吉田合同庁舎 2階 大会議室

### 1. 開会

- ・部会長より挨拶

### 2. 報告事項

#### (1) 今夏の富士山の状況について

- ・事務局 資料1により説明

→質疑なし

#### (2) 富士宮口五合目来訪者施設の整備について

- ・事務局 資料2により説明

→質疑なし ※議事(2)「包括的保存管理計画の改定について」の中で質疑応答あり。

#### (3) 「富士山登山鉄道構想」の進捗状況について

- ・山梨県 知事政策局 資料3により説明

##### 【富士山御殿場口山内組合】

- ・スバルラインの道路に登山鉄道を走らせるということだが、鉄道ができた場合、車は走れなくなるということか。

##### 【山梨県 知事政策局】

- ・仮に鉄道を通す場合には、基本的に自家用車やバスはすべて止めて、鉄道に乗り換えていただくという構想である。ただ、再三ご説明申し上げているとおり、山梨県として、鉄道をつくることを決めたわけでは全くない。鉄道への理解、或いはそもそも交通システムを切り替えることについても、まず地元の皆様から幅広いご意見をいただいて参りたいと考えている。

##### 【富士吉田市住民代表】

- ・県が進めている富士山登山鉄道構想においては、いまだに地元との意見交換が行われていない。新聞によると地元市町とか、地元の観光連盟など、地元では反対論が圧倒的に多いように感じられている。また新聞の読者の意見欄においても、慎重意見とか反対意見が見られる。私は富士山を守り続けてきた地元の意見が反映されず、構想策定が進められていることは、住民代表として、納得できない。また、今年 2 月発表の構想案では、実現には多数の課題はあるが、往復料金を 1 万円とし

た場合、年間 300 万人の利用者を見込み、事業として成立すると公表されている。前回の作業部会においても、料金等に対しての疑義が出された。地元への説明もない中で、確証もない紛らわしい発表は控えていただきたいと思う。

**【山梨県 知事政策局】**

- ・オーバーユース等々指摘される中で、現状をよりよいものにしていくためには、例えばこういう案が考えられるのではないか、ということで提案されたもの。地元との対話がないのではないかとご指摘はまさしくその通りである。先ほども申し上げた通り、まだ十分意見交換の場を設けられていないというのは事実なので、コロナが落ち着いたところで、しっかりと意見交換の場を設けながら、十分にご意見をいただきたいと考えている。鉄道が絶対だとは我々は考えていない。

**【富士山五合目国際観光協会】**

- ・この構想を進めるには課題が山ほどあるが、一番心配するのはやっぱり富士山の噴火。それからもう一つは、大きな地震。雪崩なども毎年のように大なり小なり発生しており、また被害も多大に発生しているのだから、富士山の噴火、地震、或いはそのそういう関係のものを十分、考慮して、これに対応できるかどうかという点を真剣に、一つ研究をしていただきたい。この鉄道も、五合目地区まで上がっていくということだから、富士山噴火との関係について、十二分に検討することを要望しておく。

**【事務局】**

- ・ご意見承って今後の検討に役立てていく。

### 3. 議事

#### (1) 経過観察指標に係る年次報告について

- ・事務局 資料4により説明

**【富士山五合目国際観光協会】**

- ・報告書というのは、毎年、ユネスコ(ICOMOS)へ提出するのか。

**【事務局】**

- ・ICOMOS ではなくて富士山世界文化遺産協議会へ報告している。

**【富士山五合目国際観光協会】**

- ・今後も毎年、特に期限を設けずに実施していくということか。

**【事務局】**

- ・今のところ、その予定である。

**【富士山五合目国際観光協会】**

- ・このような総合的な調査は、調査費用も大変だと思うが、おおよそどのぐらい計上されているのか、参考までに伺いたい。

**【事務局】**

- ・この調査は、市町村等のご協力をいただきながら行っているため、そのための予算計上はしていない。

#### (2) 包括的保存管理計画の改定について

・事務局 資料5、5-2、5-2別紙1、5-2別紙2、5-3、5-4により説明

**【富士山御殿場口山内組合】**

・先ほどの年次報告書の中で、富士山の来訪者数の箇所について、基本的には7月から8月を対象期間としている。しかし、富士登山される方は、いわゆるスカイライン、スバルライン、あざみライン、が開通してから、かなりいると思う。それらの人達というのは、来訪者にはならないのだろうか。こういった、5月から11月までの来訪者を、本来の来訪者数に入れるべきだと思うのだが、その点、いかがか。

**【事務局】**

・御指摘の通り、富士山には、スバルライン、あざみライン等が開通すれば、来訪者が来るわけだが、あくまでもこの観察指標としては、7月8月に区切って実施することとしている。

**【富士吉田市】**

・登山鉄道構想は、新しい遺産影響評価マニュアルの評価対象になるのか。

**【山梨県 知事政策局】**

・遺産影響評価マニュアルは、事業がかなり具体的になった段階で、遺産影響評価をする時のマニュアルという位置付けと認識している。今回、登山鉄道構想の中で、学術委員会の提言を踏まえ「計画段階のHIA」と表現しているが、その趣旨は、まだ構想が具体的になる前であっても、世界遺産に影響が出ないかどうかを評価するという。したがって現時点の評価は、このマニュアルに沿ってというよりも、そのマニュアルを使う手前で、今考えられる影響を整理して、専門家のご意見をいただく形で実施することを想定している。

**【富士吉田市】**

・遺産影響評価の新しいマニュアルの話と、(登山鉄道構想の話とは)連携していないという、連携しないというか、ここの段階で入ってくる話ではないと、そういう状況か。

**【山梨県 知事政策局】**

・連携しないということでは全くない。このマニュアルについては、(事業が)かなり進んだ段階で参照してくださいという位置付けのもの。当然、遺産影響評価という仕組みの中で登山鉄道についても議論いただくということであり、全く論外にある話ではない。

**【富士吉田市】**

・地元との協議という部分が、まだまだ浅い中で、鉄道の遺産に対する影響評価の話は先に進んでいくということになるのか。

**【山梨県 知事政策局】**

・構想で提案しているように、道路に路面電車を引く場合に、世界遺産に対してどういう影響が生じるかということ想定して評価を実施するということが、あくまで登山鉄道を実施する前提で影響評価をするものではない。

**(その他、全体を通じた質疑応答)**

**【富士山五合目国際観光協会】**

・表口の五合目に施設を建設すること、しかも4階建てである。これは、富士山噴火に対応した、火山弾防止の意味合いを兼ねた施設なのか。

**【事務局】**

- ・資料には4階建てと書いてあるが、これから実際に設計を行っていく中で施設の概要を固めて行く。4階建てになるかどうかは未定である。富士山の噴火は、いつ起こってもおかしくないことだが、そこから避難する施設は今のところ富士宮口にない。そういった意味で安全を確保、来訪者安全を確保する施設ということは、一義的なものとして考えている。

**【富士山五合目国際観光協会】**

- ・他の火山の例を引用して、こういう噴火に対応した施設をお作りになるという計画だと理解した。4階建てということだから、高いのがいいのかどうかという点は、いろいろ設計の問題もあろうが、いわゆる溶岩、火山弾等々から、登山者を防衛するための施設。避難するための施設ということか。

**【事務局】**

- ・昨年の検討の中で、直径 50 センチ以下程度のものには耐えられるような施設ということで考えている。繰り返しになるが、4階と書いてはあるが、今後設計をしていく中で4階ではなくなる可能性も十分ある。

**【富士山五合目国際観光協会】**

- ・そのような噴火対策に対する施設というものは、当然必要になってくると思う。これは静岡県側の話であるが、私も山梨県側も同じ噴火の被害を受けるわけだから、こういう火山弾その他溶岩に対する、防護施設、避難所、そういったものが必要になってくる。山梨県は、噴火に対する対策というものはお考えか。構想として何かお持ちか。

**【事務局】**

- ・今、山梨県で言えば、下山道に避難できる場所が、七合目の緊急避難所とトイレしかないということで、調査を行っている。

**【富士山五合目国際観光協会】**

- ・なるべく、溶岩、噴火に対する、避難対策をなるべく早く急いでいただきたい。特に吉田口、スバルラインというものは、登山者数が多いわけですから、被害が大きいということも想定されるわけなので、どうかひとつこういう計画は、早めの実現すべく、ご努力を願いたい。それが ICOMOS へのお答えでもあろうかと思う。

**【事務局】**

今、進めている調査をしっかりと行っていきたい。

**【西桂町住民代表】**

- ・富士山保全協力金の受け入れ状況。山梨側の登山者の人数と金額、同じく静岡県側の登山者数と金額、ここに差が出ていることについて、説明をしていただきたい。協力金が 1000 円とすれば、大分差があるような気がする。2013 年以降、世界遺産に登録をして以降も、徴収方法は十分議論されてきたと思う。当時から、任意の協力をお願いするか、或いは強制的に徴収するかというような議論がされてきた。令和3年のこの協力金が、どういう方法で徴収されているのか確認したい。

**【事務局】**

- ・平成 26 年に、協力金として始まり、現在も協力金方式でいただいている。

**【西桂町住民代表】**

- ・そうすると強制ではないという理解でよいか。

**【事務局】**

・その通りである。

**【西桂町住民代表】**

・今までの議論の中で、任意から強制に移行するという議論がなされてきたが、それはどういうふうになっているか。

**【事務局】**

・昨年度末の富士山世界遺産協議会において利用者負担制度を、今の協力金から義務化という方向で新たな制度を作る、ということで制度の骨子案が示されたところである。その制度骨子では、登山者への課税を漏れなく行うには、五合目から先に立ち入る登山者に一定の条件を付す、いわば条件つき入域制度というものを前提とすることが有効だというご提案をいただいた。現在、山梨・静岡両県の事務局において、登山者に課す条件を考えている。一方で、この新しい制度導入に当たって、運用コストの問題がある。静岡県には3つ登山ルートがあり、山梨も登山ルートは1つだが、登山者はいろいろな方向から登ってくる可能性がある。そういったものを税として完全捕捉するためには、非常に運用コストがかかる。また、土地所有者等の方々をはじめ、今回のコロナ禍で打撃をこうむった観光事業者など関係者のご理解は、新たな制度を導入するにあたっての大前提となると考えている。引き続き皆様方のご意見を伺いながら検討を進めて参りたい。

**【富士浅間神社】**

・須走口の五合目に、環境省が主体で、ビジターセンターを作る話が進んでいるかと思う。それについてはこの作業部会で報告しないのか。建造物なので、どの程度進んでいるのか、といった話は必要だと思うが。

**【事務局】**

・ご指摘の件については昨年度、作業部会でお諮りをしてご了解をいただいたところ。具体的には先ほど説明のあった遺産影響評価をして、その評価書をこの作業部会でもご了承いただいた。その際には、今年度から工事をするということだったが、都合により延期になっている。けれども、昨年のご了解いただいたものから何か変わるということではなく、その点はモニタリングの資料中に記載したとおりである。

## 4. 閉会